

日程第27 委員会提出議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書について と、
日程第28 委員会提出議案第2号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について の
2件

○議長（石橋英和君）日程第27 委員会提出議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書について と、日程第28 委員会提出議案第2号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
文教厚生委員会委員長 17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）それでは、提案理由の説明を行わせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書について、意見書案の朗読をもって説明とかえさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8

月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。

1. 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 橋本市議会。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上、「手話言語法」制定を求める意見書の説明とかえさせていただきます。

続きまして、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の説明を、意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭

部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様である。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができる」と報告されている。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考える。

国においては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記。

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。

2. 労災認定基準の改正にあたっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月 橋本市議会。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上、提出先でございます。

以上、意見書2案の説明とさせていただきます。

○議長（石橋英和君）説明が終わりました。

これより、委員会提出議案第1号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

9番 松浦君。

〔9番（松浦健次君）登壇〕

○9番（松浦健次君）私は、本意見書提出に賛成の立場から討論いたします。

まず、沿革は、日本の聾教育では口話法、つまり口の動きから話の内容を読み取る方法に力を入れたため、日本の聾学校でも手話が禁止されてきました。しかし、口話法では、世間の人々が同じ口の動きをすることは普通はあり得ず、口の動きから内容を正確に読み取ることは非常に困難です。

そこで、コミュニケーション手段として手話の有効性、重要性が認識されました。2011年、障害者基本法が改正され、その第3条第3項で「全て障害者は、可能な限り、言語（手

話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定されました。また、衆参両院の附帯決議として、「その者にとって最も適当な言語(手話を含む。)その他意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。」「障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。」が規定されております。

以上は基本方針でありまして、これを真に実効あらしめるためには、中身を具体化しなければなりません。そのために「手話言語法」の制定を求めるものであります。

目的の概略を申し上げますと、「手話言語法」では、手話が日本語と同等の言語であると認めます。そして、聾啞者が家庭、学校、地域社会などあらゆる場で手話が使用でき、手話による豊かな文化のもとで生活できる社会の実現をめざします。そのために手話の獲得、習得、使用について、さまざまな事項を定め、手話に関するあらゆる施策を進めていくことにあります。

主な事例を挙げてみます。聾学校で学ぶ子どもたちは、手話の授業、教科がありません。また、手話を使って全ての授業を行っているわけでもありません。「手話言語法」が制定されれば、聾学校の子どもたちは手話で学べ、手話の教科としての授業も受けることができますようになります。現在よりも広くさまざまな場面で手話通訳者が来てくれるようになります。

現在は、手話に関する情報を提供されることはありません。例えば、聴覚障がいのある場合に、現在の対応手段について十分な情報は提供されておられません。「手話言語

法」が制定されれば、聞こえない赤ちゃんにも、医学的な手段をはじめとして手話によって育てる環境を提供できるようになります。

また、重要な放送が始まって聞こえないので正確にはわかりません。テロップなども十分には伝わりにくいのです。「手話言語法」が制定されれば、テレビに手話通訳が付き、自然災害などの情報が直ちにわかるようになります。

今日の「手話言語法」の制定への流れも、自然にできたわけではありません。大勢の聾者の方々の筆舌に尽くしがたい長年の苦しみと、これを何とか改善して、一人ひとりの人生を豊かにしようとするご本人たちの苦難に満ちた運動と、これを支えてこられた多くの方々の汗と涙の結晶であります。

私たち橋本市議会も、この運動の強力な支援者として本意見書の提出にご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(石橋英和君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号「手話言語法」制定を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案2件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（石橋英和君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査

及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することになりました。

○議長（石橋英和君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（石橋英和君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）9月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては、9月1日の開会以来19日間にわたりまして、決算認定案件を除く補正予算などあわせて46件の議案につきまして、ご承認をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

会期中、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、十分精査して、今後の市政運営に反映してまいりまいます。

さて、紀の国和歌山国体の開催もいよいよ1年後に迫ってまいりました。

先週の12日から今週の15日にかけて、競技別リハーサル大会である第66回全日本総合女子ソフトボール選手権大会が、本市南馬場緑地広場をはじめ紀の川市粉河運動場と貴志川スポーツ公園で行われ、日本のソフトボールのトップクラスの32チームが出場し、熱戦が繰り広げられました。

来年の国体は、全国の方々に和歌山県を、

そして本市をPRする絶好の機会です。本市といたしましても、おもてなしの心をもって来訪者に接し、和歌山県、とりわけ橋本市をまた訪問したいと思っただけのように努めてまいりたいと考えています。

次に、企業誘致であります。本市に本社がある株式会社興栄ケミカル工業所の神野々用地への新工場建設が決定し、9月3日、同社及び和歌山県、橋本市の間で立地協定を締結しました。

同社は、大手自動車メーカーの純正マットなど各種マットを製造しており、県内唯一である樹脂等によるマットの裏面加工を行い、開発、試作から製品まで一貫して手がけています。

今回、外注部門を内製化することにより、生産能力の増強を図るとともに事業拡大を進

めていくための新工場を建設する運びとなりました。投資予定額は建物、機械設備等で約2億1,500万円、操業開始は平成27年4月を予定し、新規地元雇用も20名を見込んでいます。

これで進出及び立地協定締結企業は29社となります。

朝夕はめっきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いています。議員各位におかれましては、健康に十分留意をいただき、今後の市政発展のために一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会に際してのごあいさつとさせていただきます。

○議長（石橋英和君）これにて、平成26年9月橋本市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時33分 閉会）